

令和4年台風第14号による 被災住宅の応急修理費を支援します

<はじめに必ずお読みください>

- 修理を行う箇所について被害状況が分かるように写真を撮影する必要があります。
必ず修理前の写真を撮影し保存しておいてください。
- この制度は、申込後に市町村が修理業者に修理を依頼し、費用を修理業者に直接支払う制度です。被災者から修理業者に費用を支払ってしまうと利用できなくなりますのでご注意ください。

■対象者（世帯）

- 市が発行するり災証明書により「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」と認定された方（世帯）
- 自らの資力では応急修理を実施できない方（世帯）

■応急修理の対象工事

- 居間・寝室・炊事室・便所・浴室これらをつなぐ廊下等の日常生活に必要な箇所
- 屋根・床・壁等の部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備
- ※ 畳や壁紙等のみの取換え、家電製品は対象外となります。
- ※ 駐車場、倉庫、別荘は対象外となります。

■費用の限度額（1世帯当たり）

- 半壊以上の世帯：655,000円以内（税込み）
- 準半壊の世帯：318,000円以内（税込み）

■申込書類 ※工事着手前に提出、手続の流れは裏面参照

- 「住宅の応急修理」申込チェックシート
- 災害救助法の住宅の応急修理申込書（様式第1号）
- 住宅の被害状況に関する申出書（様式第2号）
- り災証明書（写し）
- 施工前の被害状況が分かる写真
- 資力に関する申出書（様式第3号）※中規模半壊以下の場合
- 修理見積書（様式第4号）
- 借家の応急修理に係る所有者の同意書（様式第9号）※借家の場合
- その他市が求める書類

■完了期限

令和5年〇月〇日（〇）まで

問合せ先（申請窓口）

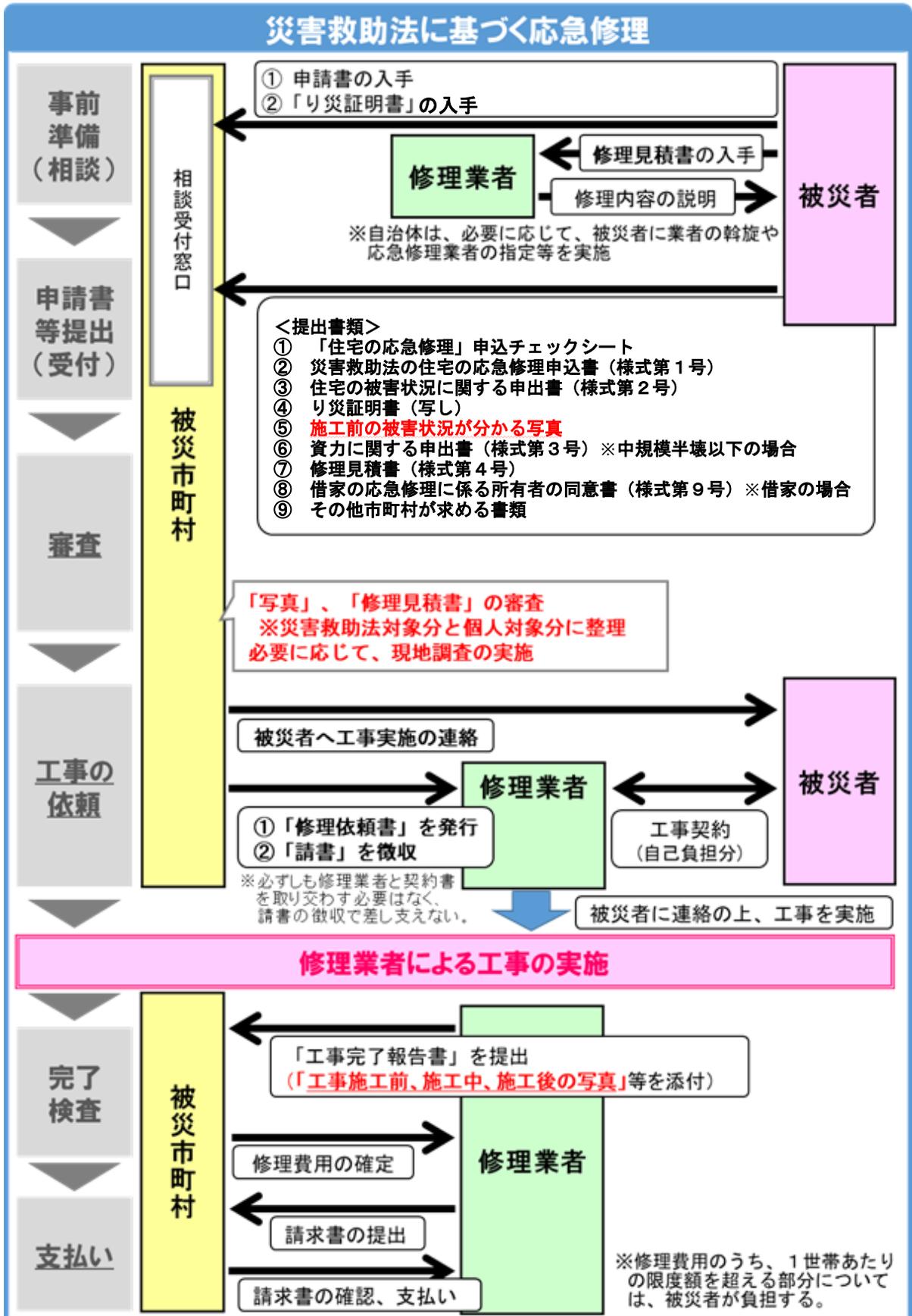
延岡市役所1階 台風第14号被災者支援総合窓口

TEL：0982-20-7252 FAX：0982-●●-●●●●

Mail：bousai@city.nobeoka.miyazaki.jp

住宅の応急修理の手續及び流れ

災害救助法に基づく応急修理



- ① 申請書の入手
- ② 「り災証明書」の入手

修理業者

被災者

- <提出書類>
- ① 「住宅の応急修理」申込チェックシート
 - ② 災害救助法の住宅の応急修理申込書 (様式第1号)
 - ③ 住宅の被害状況に関する申出書 (様式第2号)
 - ④ り災証明書 (写し)
 - ⑤ **施工前の被害状況が分かる写真**
 - ⑥ 資力に関する申出書 (様式第3号) ※中規模半壊以下の場合
 - ⑦ 修理見積書 (様式第4号)
 - ⑧ 借家の応急修理に係る所有者の同意書 (様式第9号) ※借家の場合
 - ⑨ その他市町村が求める書類

「写真」、「修理見積書」の審査
 ※災害救助法対象分と個人対象分に整理
 必要に応じて、現地調査の実施

被災者へ工事实施の連絡

修理業者

被災者

- ① 「修理依頼書」を発行
- ② 「請書」を徴収

工事契約 (自己負担分)

※必ずしも修理業者と契約書を取り交わす必要はなく、請書の徴収で差し支えない。

被災者に連絡の上、工事を実施

修理業者による工事の実施

被災市町村

修理業者

「工事完了報告書」を提出
 (「工事施工前、施工中、施工後の写真」等を添付)

修理費用の確定

請求書の提出

請求書の確認、支払い

※修理費用のうち、1世帯あたりの限度額を超える部分については、被災者が負担する。